

広島市安佐動物公園
キッチンカー出店者
【 募集要項 】



公益財団法人広島市みどり生きもの協会
(安佐動物公園)

1 事業の趣旨

広島市安佐動物公園（以下「園」という。）では、入園者の利便性の向上及び園の魅力向上を図ることを目的として、園内におけるキッチンカー出店事業を実施します。

本募集要項は、「広島市安佐動物公園キッチンカー出店要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、同要綱第6条に規定するキッチンカー登録者（以下「登録者」という。）を募集するものです。

なお、「出店者」とは、登録者のうち、要綱第12条第1項の規定により出店決定の通知を受けた者をいいます。

2 募集内容

(1) 出店形態

次のいずれかの形態での出店とします（要綱第3条）。

- ア キッチンカーで調理した飲食物を園内で販売するもの
- イ あらかじめ調理した飲食物を園内で販売するもの

(2) 出店場所

園内のうち、管理上支障がないものとして、指定管理者である公益財団法人広島市みどり生きもの協会（以下「管理者」という。）が指定する区域とします（要綱第4条）。基本的には展望広場です。

(3) 出店可能台数

1日当たり原則3台（管理者が特別な事情があると認める場合を除く。）とします（要綱第4条第2項）。

(4) 出店日及び出店時間

ア 出店日

管理者が定め、登録者に明示します（要綱第5条第1項）。

イ 出店時間

園の開園時間の範囲内で管理者が指定する時間とします（要綱第5条第2項）。

3 募集対象（登録要件）

登録を受けることができる者は、次の要件をすべて満たす者として（要綱第7条）。

(1) キッチンカー営業に係る許可

登録時において、広島市内における有効な飲食店営業許可その他キッチンカーによる営業に必要な許可を有していること。

(2) 衛生管理に関する資格・能力

食品衛生責任者その他営業に必要な資格を有し、保健所が定める基準に従い衛生的な営業ができること。

(3) 保険加入

生産物賠償責任保険（PL保険）その他必要な保険に加入していること。

(4) 反社会的勢力の排除

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員並びにこれらと関係を有する者でないこと。

(5) その他

その他、管理者が不相当と認める事情（重大な法令違反、衛生管理上の重大な問題、園の管理運営上支障となる事情等）がないこと。

4 販売できる品目

(1) 販売可能な品目

営業許可証の範囲内の飲食物に限ります（要綱第8条本文）。

(2) 販売できない品目

次の各号に掲げるものは販売できません（要綱第8条各号）。

- ア 消費期限又は賞味期限が経過した飲食物及びこれらを原材料として調理した飲食物
- イ アルコール飲料
- ウ 公序良俗に反する飲食物及び園の品位を損なうおそれのある飲食物
- エ その他管理者が不相当と認める飲食物（安全・衛生、園の管理運営の観点から不相当なもの等）

5 費用負担（出店料及び手数料）

(1) 出店料

- ア 出店者は、出店料を原則として出店する日までに管理者に支払うものとします（要綱第13条第1項）。
- イ 出店料は、キッチンカー（車両）及び営業に供する設備、備品等の使用面積（0.01平方メートル未満切り捨て）に、広島市安佐動物公園条例（以下「条例」という。）別表第3に定める1平方メートル当たりの単価（令和7年12月1日現在200円）を乗じて算出します（要綱第13条第2項）。

(2) 手数料（売上金に対する割合）

- ア 出店者には手数料として、当月の売上金（消費税及び地方消費税を含む。）に10パーセントを乗じて得た額（1円未満切り捨て）を、翌月10日までに現金又は銀行振込（振込手数料は出店者負担）により支払っていただきます（要綱第13条第3項）。
- イ 出店日ごとに、出店者は売上金報告書（様式第4号）又はこれに代わるものを作成し、売上レシート等を添えて管理者に提出してください。管理者が確認の上、手数料を算出します（要綱第13条第4項）。

ウ 管理者は、手数料について適格請求書発行事業者としてインボイスを交付します。

(3) その他の費用

原材料費、人件費、ガス等、営業に要するその他一切の費用（電気の使用についてはご相談ください。）は、出店者の負担とします。

6 登録申請方法

(1) 申請手続

登録を希望する者は、登録申請書兼誓約書（様式第1号）に次の(2)の書類を添えて、管理者（安佐動物公園管理課）に提出してください（要綱第9条第1項）。管理者は、提出された申請書類（必要書類が全て揃っているものに限る。）を受理した日時（郵送の場合は管理者に到達した日時とする。）の順に審査して登録の承認又は不承認を決定します。

登録者数は、下記(2)の力の申請状況にもよりますが、登録者の出店日数を一定程度確保することや管理者の管理事務の負担を考慮し、8者程度を想定しています。下記(4)のとおり登録予定者数に達した場合には募集を終了するため、事前に安佐動物公園管理課企画広報係（下記13）まで連絡をお願いします。

(2) 提出書類

- ア 営業許可証の写し
- イ 食品衛生責任者等の資格を証する書類の写し
- ウ 自動車検査証の写し
- エ PL保険証券等の写し
- オ キッチンカー外観（四方向）が分かる写真
- カ 販売を希望するメニュー表及び価格表

※ 主たる品目区分（主食系・軽食系・スイーツ系その他）や主力商品が分かるように記載してください。

キ 提供時における各メニューの画像（写真を含む。）

ク その他管理者が必要と認める書類

(3) 提出方法

持参又は郵送

※ 提出書類は原則として返却しません。

(4) 募集期間

令和8年4月 日（ ）から令和9年3月 日（ ）まで

※ ただし、販売品目が過度に重複する場合や、登録予定者数に達した場合（令和8年度は、主食系、軽食系、スイーツ系その他を合わせ、8事業者を予定しています。）には、一部の販売品目又は全ての販売品目の募集を終了させていただきますので、あらかじめご了承ください（要綱第9条第4項）。

7 登録の有効期間

(1) 登録期間

登録の有効期間（以下「登録期間」という。）は、原則として登録申請年度の3月31日までとします（要綱第10条第1項）。

登録期間の始期は、原則として登録を決定した日の属する月の翌月1日とします（要綱第10条第2項）。

なお、登録を受けたことは、出店を保証するものではなく、登録者は下記8の出店の申込みを行い、出店者として決定された場合に限り出店することができます（要綱第6条第3項）。

(2) 登録内容の変更

商号、代表者、住所、連絡先、営業許可の内容、メニュー及び価格その他登録事項に変更が生じた場合は、速やかに管理者へ届け出てください（要綱第10条第3項）。

(3) 更新手続

登録の更新を希望する場合は、登録期間満了日の3か月前までに、再度申請を行ってください（要綱第10条第4項）。

出店希望日が著しく少ない場合その他管理者が適当でない認めるときは、更新しないこととします（要綱第10条第5項）。

8 出店申込みと出店者の決定

(1) 出店申込方法

ア 登録者は、出店を希望する月の前々月20日から前月5日までに、出店申込書（様式第3号）に希望順に希望日を記載して提出してください（要綱第11条第1項）。

イ 要綱第7条各号の要件を満たさなくなった場合や、提出済の営業許可証の有効期間外の場合は、申込みはできません（要綱第11条第2項）。

ウ 1登録者当たりの出店日数は、各登録者の出店希望日数や他者の品目区分との重複状況等にもよりますが、平日を除き、出店希望日数の3分の1から2分の1程度を見込んでいます（目安であり、保証するものではありません）。

(2) 出店者の決定

ア 管理者は、提出された出店申込書の内容を確認のうえ出店の可否を決定し、その結果を出店日の属する月の前月10日までに通知します（要綱第12条第1項）。

イ 同一日における出店希望台数が出店可能台数を超える場合、管理者は、入園者サービスの向上を目的として、販売品目のバランス等を考慮し、出店者を決定します（要綱第12条第2項）。

この際、提出されたメニュー表等に基づく主たる品目区分（主食系・軽食系・スイーツ系その他）や主力商品を参考に、過度な重複が生じな

いよう可能な範囲で調整します（重複の完全な排除を約束するものではありません。）。

ウ 園の事業その他の事情により出店日又は出店場所の変更が必要になった場合、管理者から変更をお願いすることがあります（要綱第12条第3項）。

エ 出店者の決定後も空き枠がある場合は、登録者に対しメール等により追加募集を行い、原則として先着順（同一時刻の申込みが複数ある場合は抽選）により決定します。

オ 悪天候や疾病などやむを得ない事情以外による当日キャンセル又は無断での取止めがあった場合は、翌月以降の出店日の決定において不利となることがあります。

9 主な遵守事項及び登録抹消・出店中止

(1) 主な遵守事項

出店者は、関係法令、条例、要綱及び管理者の指示に従うとともに、次の事項を遵守してください（要綱第15条・第16条）。

ア ごみ箱の設置及び自らのごみの回収、園内の清潔保持

イ 騒音・臭気・煙等により他の利用者に迷惑を及ぼさないこと

ウ 火気使用時の消火器設置及びガスボンベ等の安全管理

エ 園の動物への給餌や動物舎への食材持込みなど飼育管理の支障となる行為の禁止

オ 出店終了後の原状回復及び指定時間までの退場

カ 市場価格を基準とした適正な価格設定

キ 登録の名義を他人に利用させることや出店を第三者に行わせることの禁止

ク 食品衛生法その他関係法令や保健所の指導に基づく衛生管理の徹底、事故防止

ケ 出店及び販売に関連する苦情や問い合わせ等に対する誠実な対応及び軽微なものを除いた報告

コ 第三者の肖像権等の権利利益の侵害の禁止

(2) 登録の抹消・出店の中止

登録者又は出店者が虚偽申請、要綱違反、関係法令違反、登録要件不充足等に該当する場合、管理者は登録を抹消し、又は出店を中止することがあります（要綱第17条第1項）。

この場合、損失について管理者は責任を負いません。（要綱第17条第3項）。

また、抹消された者については、再登録を認めないことがあります（要綱第17条第4項）。

10 悪天候等の取扱い

悪天候等による出店の中止は各出店者が判断します。（要綱第14条）。
出店料は原則として返金できませんので、あらかじめご了承ください。

ただし、管理者が出店の中止を指示したときその他管理者が認める場合には例外的な対応を行うことがあります（要綱第14条ただし書き）

11 個人情報の取扱い

申請書類等に記載された個人情報は、本事業の運営及び連絡調整の目的のみに利用し、これ以外の目的には使用しません。ただし、法令に基づく開示請求があった場合を除きます。

12 その他

- (1) 本募集要項に記載のない事項については、要綱及び管理者の指示によるものとします。
- (2) 要綱の内容は、必要に応じ改正する場合があります。その際は、登録者に周知します。

1 3 問合せ・申請書提出先

公益財団法人広島市みどり生きもの協会

安佐動物公園 管理課 企画広報係 キッチンカー担当

電話：082-838-1111（代表）

〒731-3355 広島市安佐北区安佐町大字動物園